

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	相模原市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和7年4月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	(1)生活保護に関する事務 (2)社会保険診療報酬支払基金等へ委託する事務
②事務の概要	<p>(1)生活保護法(昭和25年法律第144号。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保護法第19条第1項 保護の実施に関する事務・生活保護法第24条第1項、第9項 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・生活保護法第25条第1項、第2項 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務・生活保護法第26条 保護の停止又は廃止に関する事務・生活保護法第29条第1項 資料の提供等の求めに関する事務・生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・生活保護法第55条の5第1項 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・生活保護法第55条の8第1項 被保護者健康管理事業の実施に関する事務・生活保護法第63条 保護に要する費用の返還に関する事務・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 <p>(2)福祉事務所が実施する事務のうち、生活保護法第80条の4第1項により社会保険診療報酬支払基金に以下の事務を委託する。このため、当該事務を実施機関としては行わないが委託元として評価を行う。 また、当該事務の委託をするにあたって、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報 医療券・調剤券情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携は、情報照会又は情報提供に係る被保険者等の資格情報を把握し、正確に行われる必要があることから、運用支援環境において、個人番号を用いた資格履歴情報の管理を行い、「資格履歴ファイル」として保有する。・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境(情報提供サーバー)を用いて、地方公共団体情報システム機構から、個人番号を基に機構保存本人確認情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別及び住所)を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(以下「マイナポータル」という。)の自己情報表示業務機能を利用した特定個人情報の提供を行うため、運用支援環境(情報提供サーバー)を用い、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画において、「機関別符号ファイル」として保有する。
③システムの名称	(1)生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー (2)医療保険者等向け中間サーバー等、レセプト管理システム、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保護者ファイル (2)資格履歴ファイル、機関別符号ファイル、情報提供等記録ファイル、本人確認ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第23の項・番号法第9条第2項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号)第1の項・生活保護法第80条の4第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表 第13項(省令第15条第1、2号)、第14項(省令第16条第1、3、4号)、第18項(省令第20条第1、2、4号)、第20項(省令第22条第1～4、6、8号)、第28項(省令第30条第3号)、第37項(省令第39条第3項)、第40項(省令第42条第1号)、第42項(省令第44条第1～6号)、第48項(省令第50条9、11、14、17、22、23号)、第49項(第51条第2、9、10、12～14号)、第53項(省令第55条第2～6、8、10、11号)、第59項(省令第61条第2号)、第63項(省令第65条第1号)、第69項(省令第71条第10号)、第74項(省令第76条第1号)、第75項(省令第77条第3号)、第76項(省令第78条第1～5、7～9号)、第86項(省令第88条第1、2号)、第87項(省令第89条第2号)、第89項(省令第91条第2号)、第96項(省令第98条第2号)、第108項(省令第110条第3号)、第125項(省令第127条第1～6号)、第132項(省令第134条第12～14、16、26、27、29、31～41、44～48号)、第141項(省令第143条第1、2、4号)、第144項(省令第146条第1、6、7、9～11号)、第151項(省令第153条第1、2号)、第155項(省令第157条第5～9、11～16号)、第158項(省令第160条第1、2号)、第167項(省令第169条第1、2号)、第168項(省令第170条第1、2号)、第169項(省令第171条第1号)、第170項(省令第172条第1号)、第171項(省令第173条第1、2号)、第172項(省令第174条第1、2号)</p> <p>【照会】</p> <p>・省令第42項(省令第44条)、省令第43項(省令第45条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>相模原市総務局情報公開・文書管理課</p> <p>相模原市健康福祉局生活福祉部緑生活支援課</p> <p>相模原市健康福祉局生活福祉部中央生活支援課</p> <p>相模原市健康福祉局生活福祉部南生活支援課</p>
②所属長の役職名	<p>相模原市総務局情報公開・文書管理課長</p> <p>相模原市健康福祉局生活福祉部緑生活支援課長</p> <p>相模原市健康福祉局生活福祉部中央生活支援課長</p> <p>相模原市健康福祉局生活福祉部南生活支援課長</p>
6. 他の評価実施機関	
無	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>相模原市役所 行政資料コーナー</p> <p>相模原市中央区中央2-11-15</p> <p>TEL042-769-8331</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>(中央区)</p> <p>相模原市中央福祉事務所</p> <p>中央生活支援課 相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階 TEL042-769-9265</p> <p>(南区)</p> <p>相模原市南福祉事務所</p> <p>南生活支援課 相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階 TEL042-701-7720</p> <p>(緑区)</p> <p>相模原市緑福祉事務所</p> <p>緑生活支援課 相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階 TEL042-775-8809</p> <p>緑生活支援課(津久井) 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所本館3階 TEL042-780-1407</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報又は住所を含む4情報による照会を行うことを厳守している。 また、住登外登録事務では、上記のほか、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規定第10条に基づき、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等に関する意識の高揚を図るため、個人情報管理主任は毎年度、情報公開・文書管理課の主催する個人情報保護研修を受講し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対しては、同研修の資料を用いて教育研修を実施している。特に人事異動等による新任者に向けては、生活保護に関する事務において取り扱う特定個人情報に関する研修を、新任者研修の中に組み込んで実施している。 各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。 これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・生活保護法第29条第1項 資料の提供等の求めに関する事務※追加 ・生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務※追加	事後	重要な変更にあたらない
平成31年2月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年相模原市規則第112号)第47条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年相模原市規則第112号)第46条	事後	重要な変更にあたらない
平成31年2月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第10号(内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号) 第14号(内閣府総務省令第7号第11条) 第31号(内閣府総務省令第7号第22条2、4、5、8、11号) 第108号(内閣府総務省令第7号第55条1、2、4、5号)	第10号(内閣府総務省令第7号第9条1、3、4号) 第14号(内閣府総務省令第7号第11条1、2、4号) 第18号※追加 第20号(内閣府総務省令第7号第14条3号)※追加 第21号※追加 第31号(内閣府総務省令第7号第22条2、4、5、6、8、10、11号) 第37号(内閣府総務省令第7号第23条1号)※追加 第53号(内閣府総務省令第7号第27条3号)※追加 第108号(内閣府総務省令第7号第55条1、6、7、9、10、11号)	事後	重要な変更にあたらない
平成31年2月18日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	相模原市企画財政局企画部情報政策課 課長 井上 隆 相模原市健康福祉局福祉部緑生活支援課 課長 遠藤 誠 相模原市健康福祉局福祉部中央第1生活支援課 課長 萩原 尚志 相模原市健康福祉局福祉部中央第2生活支援課 課長 吉田 健一 相模原市健康福祉局福祉部南生活支援課 課長 柿澤 光明	相模原市企画財政局企画部情報政策課長 相模原市健康福祉局福祉部緑生活支援課長 相模原市健康福祉局福祉部中央第1生活支援課長 相模原市健康福祉局福祉部中央第2生活支援課長 相模原市健康福祉局福祉部南生活支援課長	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)
平成31年2月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)
令和2年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	事後	重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	平成26年内閣府総務省令第7号。 「内閣府総務省令第7号」 第18号 第31号(内閣府・総務省令第7号第22条2、4、5、6、8、10、11号) 第119号 番号法別表第2 第26号 内閣府総務省令第7号第19条	平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。 「内閣府・総務省令第7号」 第18号(内閣府・総務省令第7号第13条2号) 第31号(内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号) 第120号 番号法第19条第7号 別表第2 第26項 内閣府・総務省令第7号第19条	事後	重要な変更にあたらない
令和2年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年11月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)
令和2年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正のため)
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	重要な変更にあたらない
令和3年3月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)	生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。)	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月22日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条10号 * 削除 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(相模原市条例第41号)第5条 * 削除 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年相模原市規則第112号)第46条 * 削除 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年教育委員会規則第22号)第3条 * 削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 * 追加 	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法別表第2 第9号(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。))第8条1、2号)</p> <p>第10号(内閣府・総務省令第7号第9条1、3、4号)</p> <p>第14号(内閣府・総務省令第7号第11条1、2、4号)</p> <p>第16号(内閣府・総務省令第7号第12条1、2、3、4、6、8号)</p> <p>第18号(内閣府・総務省令第7号第13条2号)</p> <p>第20号(内閣府・総務省令第7号第14条3号)</p> <p>第21号</p> <p>第24号(内閣府・総務省令第7号第17条1号)</p> <p>第26号(内閣府・総務省令第7号第19条)</p> <p>第27号(内閣府・総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号)</p> <p>第28号(内閣府・総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号)</p> <p>第30号</p> <p>第31号(内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)</p> <p>第37号(内閣府・総務省令第7号第23条1号)</p> <p>第38号(内閣府・総務省令第7号第24条1号)</p> <p>第50号(内閣府・総務省令第7号第26条の4 1号)</p> <p>第53号(内閣府・総務省令第7号第27条3号)</p> <p>第54号(内閣府・総務省令第7号第28条1号)</p>	<p>番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。))第8条1、2号)</p> <p>第10項(内閣府・総務省令第7号第9条1、3、4号)</p> <p>第14項(内閣府・総務省令第7号第11条1、2、4号)</p> <p>第16項(内閣府・総務省令第7号第12条1、2、3、4、6、8号)</p> <p>第18項(内閣府・総務省令第7号第13条2号)</p> <p>第20項(内閣府・総務省令第7号第14条3号)</p> <p>第21項</p> <p>第24項(内閣府・総務省令第7号第17条1号)</p> <p>第26項(内閣府・総務省令第7号第19条1、2、3、4、5、6号)</p> <p>第27項(内閣府・総務省令第7号第20条4、5、7、8、10、11号)</p> <p>第28項(内閣府・総務省令第7号第21条1、5、6、8、9、10号)</p> <p>第30項</p> <p>第31項(内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)</p> <p>第37項(内閣府・総務省令第7号第23条1号)</p> <p>第38項(内閣府・総務省令第7号第24条1号)</p> <p>第42項(内閣府・総務省令第7号第25条8号)</p> <p>* 追加</p> <p>第50項(内閣府・総務省令第7号第26条の4 1号)</p> <p>第53項(内閣府・総務省令第7号第27条3号)</p> <p>第54項(内閣府・総務省令第7号第28条1号)</p>	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	※上段の続き (枠内に収まらないため)	第61号(内閣府・総務省令第7号第32条1、2号) 第62号(内閣府・総務省令第7号第33条3号) 第64号(内閣府・総務省令第7号第35条1号) 第70号(内閣府・総務省令第7号第39条1号) 第87号(内閣府・総務省令第7号第44条) 第90号 第94号(内閣府・総務省令第7号第47条第1項2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23号) 第104号(内閣府・総務省令第7号第52条) 第106号(内閣府・総務省令第7号第53条1、2、3号) 第108号(内閣府・総務省令第7号第55条1、6、7、9、10、11号) 第116号(内閣府・総務省令第7号第59条の2) 第120号(内閣府・総務省令第7号第59条の31、2号) 番号法第19条第7号 別表第2 第26項 内閣府・総務省令第7号第19条	第61項(内閣府・総務省令第7号第32条1、2号) 第62項(内閣府・総務省令第7号第33条3号) 第64項(内閣府・総務省令第7号第35条1号) 第70項(内閣府・総務省令第7号第39条1号) 第87項(内閣府・総務省令第7号第44条1、2、3、4、5、6号) 第90項 第94項(内閣府・総務省令第7号第47条第1項2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23号) 第104項(内閣府・総務省令第7号第52条) 第106項(内閣府・総務省令第7号第53条1、2、3号) 第108項(内閣府・総務省令第7号第55条1、6、7、9、10、11号) 第116項(内閣府・総務省令第7号第59条の2の1、6号) 第120項(内閣府・総務省令第7号第59条の31、2号) 番号法第19条第7号 別表第2 第26項(内閣府・総務省令第7号第19条)	事後	重要な変更にあたらない
令和3年3月22日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	相模原市企画財政局企画部情報政策課 相模原市健康福祉局福祉部緑生活支援課 相模原市健康福祉局福祉部中央第1生活支援課 相模原市健康福祉局福祉部中央第2生活支援課 相模原市健康福祉局福祉部南生活支援課	相模原市総務局情報政策課 相模原市健康福祉局生活福祉部緑生活支援課 相模原市健康福祉局生活福祉部中央生活支援課 相模原市健康福祉局生活福祉部南生活支援課	事後	重要な変更にあたらない
令和3年3月22日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	相模原市企画財政局企画部情報政策課長 相模原市健康福祉局福祉部緑生活支援課長 相模原市健康福祉局福祉部中央第1生活支援課長 相模原市健康福祉局福祉部中央第2生活支援課長 相模原市健康福祉局福祉部南生活支援課長	相模原市総務局情報政策課長 相模原市健康福祉局生活福祉部緑生活支援課長 相模原市健康福祉局生活福祉部中央生活支援課長 相模原市健康福祉局生活福祉部南生活支援課長	事後	重要な変更にあたらない
令和3年3月22日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	(中央区) 相模原市中央福祉事務所 中央第1生活支援課 相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階 TEL042-769-9265 中央第2生活支援課 相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階 TEL042-707-7056	(中央区) 相模原市中央福祉事務所 中央生活支援課 相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館5階 TEL042-769-9265	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和3年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和4年4月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】番号法別表第2 第9項 第10項 第14項 第16項 第18項 第20項 第21項 ※削除 第24項 第26項 第27項 第28項 第30項 第31項 第37項 第38項 第42項 第50項 第53項 第54項 第61項 第62項 第64項 第70項 第87項 第90項 第94項 第104項 第106項 第108項 第116項 第120項	【提供】番号法別表第2 第9項 第10項 第14項 第16項 第18項 第20項 第24項 第26項 第27項 第28項 第30項 第31項 第37項 第38項 第42項 第50項 第53項 第54項 第61項 第62項 第64項 第70項 第87項 第90項 第94項 第104項 第106項 第108項 第116項 第120項	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号 別表第2 第26項	【照会】番号法第19条第8号 別表第2 第26項	事後	重要な変更にあたらない
令和4年4月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和4年4月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護に関する事務	(1)生活保護に関する事務 (2)社会保険診療報酬支払基金等へ委託する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・生活保護法第19条第1項 保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項、第9項 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第25条第1項、第2項 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条 保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第29条第1項 資料の提供等の求めに関する事務	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・生活保護法第19条第1項 保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項、第9項 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第25条第1項、第2項 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条 保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第29条第1項 資料の提供等の求めに関する事務	事後	重要な変更当たらない
令和5年5月12日	※上段の続き (枠内に収まらないため)	・生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第63条 保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	・生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の8第1項 被保護者健康管理事業の実施に関する事務 ・生活保護法第63条 保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	事後	重要な変更当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	<p>(2)福祉事務所が実施する事務のうち、生活保護法第80条の4第1項により社会保険診療報酬支払基金に以下の事務を委託する。このため、当該事務を実施機関としては行わないが委託元として評価を行う。</p> <p>また、当該事務の委託をするにあたって、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報 医療券・調剤券情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携は、情報照会又は情報提供に係る被保険者等の資格情報を把握し、正確に行われる必要があることから、運用支援環境において、個人番号を用いた資格履歴情報の管理を行い、「資格履歴ファイル」として保有する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境(情報提供サーバー)を用いて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別等)を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(以下「マイナポータル」という。)の自己情報表示業務機能を利用した特定個人情報の提供を行うため、運用支援環境(情報提供サーバー)を用い、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、統一区画において、「機関別符号ファイル」として保有する。 	事前	
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー	<p>(1)生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等、レセプト管理システム、統合専用端末</p>	事前	
令和5年5月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保護者ファイル	<p>(1)被保護者ファイル</p> <p>(2)資格履歴ファイル、機関別符号ファイル、情報提供等記録ファイル、本人確認ファイル</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・生活保護法第80条の4第1項 	事前	
令和5年5月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第8条1、2号)、第10項(内閣府・総務省令第7号第9条1、3、4号)、第14項(内閣府・総務省令第7号第11条1、2、4号)、第16項(内閣府・総務省令第7号第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(内閣府・総務省令第7号第13条2号)、第20項(内閣府・総務省令第7号第14条3号)、第24項(内閣府・総務省令第7号第17条1号)、第26項(内閣府・総務省令第7号第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(内閣府・総務省令第7号第20条4、5、7、8、10、11号)、第28項(内閣府・総務省令第7号第21条1、5、6、8、9、10号)、第30項、第31項(内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(内閣府・総務省令第7号第23条1号)、第38項(内閣府・総務省令第7号第24条1号)、第42項(内閣府・総務省令第7号第25条8号)、第50項(内閣府・総務省令第7号第26条の4 1号)、第53項(内閣府・総務省令第7号第27条3号)、第54項(内閣府・総務省令第7号第28条1号)、第61項(内閣府・総務省令第7号第32条1、2号)、第62項(内閣府・総務省令第7号第33条3号)、第64項(内閣府・総務省令第7号第35条1号)、第70項(内閣府・総務省令第7号第39条1号)、 	【提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第8条1、2号)、第10項(内閣府・総務省令第7号第9条1、3、4号)、第14項(内閣府・総務省令第7号第11条1、2、4号)、第16項(内閣府・総務省令第7号第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(内閣府・総務省令第7号第13条3号)、第20項(内閣府・総務省令第7号第14条3号)、第24項(内閣府・総務省令第7号第17条1号)、第26項(内閣府・総務省令第7号第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(内閣府・総務省令第7号第20条9、11、14、17、21、22号)、第28項(内閣府・総務省令第7号第21条2、10、11、13、14、15号)、第30項、第31項(内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(内閣府・総務省令第7号第23条2号)、第38項(内閣府・総務省令第7号第24条1号)、第42項(内閣府・総務省令第7号第25条10号)、第50項(内閣府・総務省令第7号第26条の4 1号)、第53項(内閣府・総務省令第7号第27条3号)、第54項(内閣府・総務省令第7号第28条1号)、第61項(内閣府・総務省令第7号第32条1、2号)、第62項(内閣府・総務省令第7号第33条3号)、第64項(内閣府・総務省令第7号第35条1号)、第70項(内閣府・総務省令第7号第39条1号)、 	事後	重要な変更にならない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月12日	※上段の続き (枠内に収まらないため)	第87項(内閣府・総務省令第7号第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、第94項(内閣府・総務省令第7号第47条第1項2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23号)、第104項(内閣府・総務省令第7号第52条)、第106項(内閣府・総務省令第7号第53条1、2、3号)、第108項(内閣府・総務省令第7号第55条1、6、7、9、10、11号)、第116項(内閣府・総務省令第7号第59条の2の2 1、6号)、第120項(内閣府・総務省令第7号第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(内閣府・総務省令第7号第19条)	第87項(内閣府・総務省令第7号第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、第94項(内閣府・総務省令第7号第47条第1項12、13、14、16、26、27、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48号)、第104項(内閣府・総務省令第7号第52条)、第106項(内閣府・総務省令第7号第53条1、2、3号)、第108項(内閣府・総務省令第7号第55条1、6、7、9、10、11号)、第113項(内閣府・総務省令第7号第58条第1、2号)、第116項(内閣府・総務省令第7号第59条の2の2 1、7号)、第120項(内閣府・総務省令第7号第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(内閣府・総務省令第7号第19条)	事後	重要な変更にあたらない
令和5年5月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和5年5月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和5年5月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境(情報提供サーバー)を用いて、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別等)を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。	・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を集約化し、運用支援環境(情報提供サーバー)を用いて、地方公共団体情報システム機構から、個人番号を基に機構保存本人確認情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別及び住所)を取得し、一時的に「本人確認ファイル」として保有する。	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	事後	重要な変更にとらならない
令和6年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第8条1、2号)、第10項(内閣府・総務省令第7号第9条1、3、4号)、第14項(内閣府・総務省令第7号第11条1、2、4号)、第16項(内閣府・総務省令第7号第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(内閣府・総務省令第7号第13条3号)、第20項(内閣府・総務省令第7号第14条3号)、第24項(内閣府・総務省令第7号第17条1号)、第26項(内閣府・総務省令第7号第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(内閣府・総務省令第7号第20条9、11、14、17、21、22号)、第28項(内閣府・総務省令第7号第21条2、10、11、13、14、15号)、第30項、第31項(内閣府・総務省令第7号第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(内閣府・総務省令第7号第23条2号)、第38項(内閣府・総務省令第7号第24条1号)、第42項(内閣府・総務省令第7号第25条10号)、第50項(内閣府・総務省令第7号第26条の4 1号)、第53項(内閣府・総務省令第7号第27条3号)、第54項(内閣府・総務省令第7号第28条1号)、第61項(内閣府・総務省令第7号第32条1、2号)、第62項(内閣府・総務省令第7号第33条3号)、第64項(内閣府・総務省令第7号第35条1号)、第70項(内閣府・総務省令第7号第39条1号)、第87項(内閣府・総務省令第7号第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、	【提供】 ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。)第8条1、2号)、第10項(省令第9条1、3、4号)、第14項(省令第11条1、2、4号)、第16項(省令第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(省令第13条3号)、第20項(省令第14条3号)、第24項(省令第17条1号)、第26項(省令第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(省令第20条9、11、14、17、21、22号)、第28項(省令第21条2、10、11、13、14、15号)、第30項、第31項(省令第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(省令第23条2号)、第38項(省令第24条1号)、第42項(省令第25条10号)、第50項(省令第26条の4 1号)、第53項(省令第27条3号)、第54項(省令第28条1号)、第61項(省令第32条1、2号)、第62項(省令第33条3号)、第64項(省令第35条1号)、第70項(省令第39条1号)、第87項(省令第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、	事後	重要な変更にとらならない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	※上段の続き (枠内に収まらないため)	第94項(内閣府・総務省令第7号第47条第1項12、13、14、16、26、27、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48号)、第104項(内閣府・総務省令第7号第52条)、第106項(内閣府・総務省令第7号第53条1、2、3号)、第108項(内閣府・総務省令第7号第55条1、6、7、9、10、11号)、第113項(内閣府・総務省令第7号第58条第1、2号)、第116項(内閣府・総務省令第7号第59条の2の2 1、7号)、第120項(内閣府・総務省令第7号第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(内閣府・総務省令第7号第19条)	第94項(省令第47条第1項12、13、14、16、26、27、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48号)、第104項(省令第52条)、第106項(省令第53条1、2、3号)、第108項(省令第55条1、6、7、9、10、11号)、第113項(省令第58条第1、2号)、第116項(省令第59条の2の2 1、7号)、第120項(省令第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(省令第19条)	事後	重要な変更にあたらない
令和6年4月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年4月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。))第8条1、2号)、第10項(省令第9条1、3、4号)、第14項(省令第11条1、2、4号)、第16項(省令第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(省令第13条3号)、第20項(省令第14条3号)、第24項(省令第17条1号)、第26項(省令第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(省令第20条9、11、14、17、21、22号)、第28項(省令第21条2、10、11、13、14、15号)、第30項、第31項(省令第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(省令第23条2号)、第38項(省令第24条1号)、第42項(省令第25条10号)、第50項(省令第26条の4 1号)、第53項(省令第27条3号)、第54項(省令第28条1号)、第61項(省令第32条1、2号)、第62項(省令第33条3号)、第64項(省令第35条1号)、第70項(省令第39条1号)、第87項(省令第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、	【提供】 ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。))第8条1、2号)、第10項(省令第9条1、3、4号)、第14項(省令第11条1、2、4号)、第16項(省令第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(省令第13条3号)、第20項(省令第14条3号)、第24項(省令第17条1号)、第26項(省令第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(省令第20条9、11、14、17、21、22号)、第28項(省令第21条2、10、11、13、14、15号)、第30項、第31項(省令第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(省令第23条2号)、第38項(省令第24条1号)、第42項(省令第25条10号)、第50項(省令第26条の4 1号)、第53項(省令第27条3号)、第54項(省令第28条1号)、第61項(省令第32条1、2号)、第62項(省令第33条3号)、第64項(省令第35条2号)、第70項(省令第39条1号)、第87項(省令第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、	事後	重要な変更にあたらない
令和6年4月12日	※上段の続き (枠内に収まらないため)	第94項(省令第47条第1項12、13、14、16、26、27、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48号)、第104項(省令第52条)、第106項(省令第53条1、2、3号)、第108項(省令第55条1、6、7、9、10、11号)、第113項(省令第58条第1、2号)、第116項(省令第59条の2の2 1、7号)、第120項(省令第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(省令第19条)	第94項(省令第47条第1項12、13、14、16、26、27、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48号)、第104項(省令第52条)、第106項(省令第53条1、2、4号)、第108項(省令第55条1、6、7、9、10、11号)、第113項(省令第58条第1、2号)、第116項(省令第59条の2の2 1、7号)、第120項(省令第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(省令第19条)	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条第1項 保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項、第9項 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第25条第1項、第2項 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条 保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第29条第1項 資料の提供等の求めに関する事務 ・生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の8第1項 被保護者健康管理事業の実施に関する事務 	<p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「生活保護に関する事務」という。)のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第19条第1項 保護の実施に関する事務 ・生活保護法第24条第1項、第9項 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第25条第1項、第2項 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・生活保護法第26条 保護の停止又は廃止に関する事務 ・生活保護法第29条第1項 資料の提供等の求めに関する事務 ・生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の5第1項 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・生活保護法第55条の8第1項 被保護者健康管理事業の実施に関する事務 	事後	重要な変更当たらない
令和7年4月9日	※上段の続き (枠内に収まらないため)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第63条 保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第63条 保護に要する費用の返還に関する事務 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項 徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 	事後	重要な変更当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の15の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・生活保護法第80条の4第1項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第23の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号)第1の項 ・生活保護法第80条の4第1項 	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・番号法別表第2 第9項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。)第8条1、2号)、第10項(省令第9条1、3、4号)、第14項(省令第11条1、2、4号)、第16項(省令第12条1、2、3、4、6、8号)、第18項(省令第13条3号)、第20項(省令第14条3号)、第24項(省令第17条1号)、第26項(省令第19条1、2、3、4、5、6号)、第27項(省令第20条9、11、14、17、21、22号)、第28項(省令第21条2、10、11、13、14、15号)、第30項、第31項(省令第22条2、3、4、5、6、8、10、11号)、第37項(省令第23条2号)、第38項(省令第24条1号)、第42項(省令第25条10号)、第50項(省令第26条の4 1号)、第53項(省令第27条3号)、第54項(省令第28条1号)、第61項(省令第32条1、2号)、第62項(省令第33条3号)、第64項(省令第35条1号)、第70項(省令第39条1号)、第87項(省令第44条1、2、3、4、5、6号)、第90項、	【提供】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表 第13項(省令第15条第1、2号)、第14項(省令第16条第1、3、4号)、第18項(省令第20条第1、2、4号)、第20項(省令第22条第1～4、6、8号)、第28項(省令第30条第3号)、第37項(省令第39条第3項)、第40項(省令第42条第1号)、第42項(省令第44条第1～6号)、第48項(省令第50条9、11、14、17、22、23号)、第49項(第51条第2、9、10、12～14号)、第53項(省令第55条第2～6、8、10、11号)、第59項(省令第61条第2号)、第63項(省令第65条第1号)、第69項(省令第71条第10号)、第74項(省令第76条第1号)、第75項(省令第77条第3号)、第76項(省令第78条第1～5、7～9号)、第86項(省令第88条第1、2号)、第87項(省令第89条第2号)、第89項(省令第91条第2号)、第96項(省令第98条第2号)、第108項(省令第110条第3号)、第125項(省令第127条第1～6号)、	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	※上段の続き (枠内に収まらないため)	第94項(省令第47条第1項12、13、14、16、26、27、29、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44、45、46、47、48号)、第104項(省令第52条)、第106項(省令第53条1、2、3号)、第108項(省令第55条1、6、7、9、10、11号)、第113項(省令第58条第1、2号)、第116項(省令第59条の2の2 1、7号)、第120項(省令第59条の3 1、2号) 【照会】 ・番号法第19条第8号 別表第2 第26項(省令第19条)	第132項(省令第134条第12～14、16、26、27、29、31～41、44～48号)、第141項(省令第143条第1、2、4号)、第144項(省令第146条第1、6、7、9～11号)、第151項(省令第153条第1、2号)、第155項(省令第157条第5～9、11～16号)、第158項(省令第160条第1、2号)、第167項(省令第169条第1、2号)、第168項(省令第170条第1、2号)、第169項(省令第171条第1号)、第170項(省令第172条第1号)、第171項(省令第173条第1、2号)、第172項(省令第174条第1、2号) 【照会】 ・省令第42項(省令第44条)、省令第43項(省令第45条)	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には3情報又は住所を含む4情報による照会を行うことを厳守している。 また、住登外登録事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 9. 監査	IV リスク対策 8. 監査	IV リスク対策 9. 監査	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	[9) 従業者に対する教育・啓発]	事後	重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	記載なし	[十分である]	事後	重要な変更にあたらない
令和7年4月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	記載なし	<p>相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規定第10条に基づき、特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等に関する意識の高揚を図るため、個人情報管理主任は毎年度、情報公開・文書管理課の主催する個人情報保護研修を受講し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対しては、同研修の資料を用いて教育研修を実施している。</p> <p>特に人事異動等による新任者に向けては、生活保護に関する事務において取り扱う特定個人情報に関する研修を、新任者研修の中に組み込んで実施している。</p> <p>各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。</p> <p>また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>	事後	重要な変更にあたらない